

仙台市災害義援金配分委員会設置要綱

(設置)

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地震等の災害（以下「大規模災害」という。）により、被災した仙台市民に対し市内外から寄せられた義援金を公平かつ効果的に配分するため、仙台市災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 委員会は、大規模災害発生時において義援金の寄託を受けたときから義援金の配分が完了し、監査が終了するまでの間、設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、義援金の配分計画として次の事項について審議する。

- (1) 配分対象
- (2) 配分基準
- (3) 配分時期
- (4) 配分方法
- (5) その他必要な事項について

(構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる団体等の推薦者等をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 仙台市社会福祉協議会
- (3) 仙台市民生委員児童委員協議会
- (4) 仙台市連合町内会長会
- (5) 法曹関係者
- (6) 仙台市

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事)

第6条 委員会に監事2人を置き、次に掲げる団体の推薦者等をもって構成する。

- (1) 七十七銀行
- (2) 日本公認会計士協会東北会

2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(任期)

第7条 委員及び監事は、大規模災害により義援金を募集することとした都度、任命する。

2 委員及び監事は、大規模災害により募集した義援金の配分が完了し、監事による会計監査の終了報告がなされたときは、解任されるものとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(委員会の事務局)

第9条 委員会の事務局を健康福祉局健康福祉部社会課内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から適用する。